

# 中島自治会規約

## 第1章 総 則

### 第1条（名称）

本会は、中島自治会と称する。（以下「本会」という）

### 第2条（区域）

本会の区域は、倉敷市中島地区及び西阿知地区のうち中島公民館内の区域とする。

### 第3条（事務所）

本会の事務所は、倉敷市中島398番地に置く。

### 第4条（目的）

本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、会員相互及び本会内外の諸団体との協力関係を築き、良好な地域社会の維持及び形成に努め、住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

1. 回覧板による区域住民相互の連絡
2. 集会施設の維持管理
3. 会員相互の親睦
4. 本会外の団体との連絡・協力・親睦
5. 行政機関との連絡調整に関すること
6. 所有する資産の管理・運営に関すること
7. 住みやすい地域づくりに関すること
8. 美化・清掃等区域内の環境の整備
9. 各種行事・レクリエーションの企画、実施に関する事業
10. 防犯灯設置とその維持管理及び盗難防止等防犯に関する事業
11. 防災に関する事業
12. その他、会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会 員

### 第5条（会員）

本会会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

## 第6条（会費）

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

## 第7条（入会）

- 1 第2条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 2 本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

## 第8条（退会等）

- 1 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。
  - (1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
  - (2) 本人より退会届が会長に提出された場合
  - (3) 会員が死亡又は失踪宣告を受けたとき

## 第3章 役 員

### 第9条（役員）

- 1 本会には次の役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 会計 若干名
  - (4) 監事 2名（前年度役員）
  - (5) 部長 6名（総務・厚生・婦人・第1,2,3子ども会の各部長と会長）
  - (6) 副部長 若干名
  - (7) 専門部役員 若干名
  - (8) 三役 会長・総務部長・会計（副会長・総務副部長・副会計を含む）

### 第10条（役員の選任）

- 1 役員は、総会において、会員の中から選任する。
- 2 本会の役員選任は、次のとおりとする。
  - (1) 会長 役員の中から選出された選考委員会において、広く地区内から適任者を選んで推薦し、役員総会の承認をうける。

- (2) 副会長 会長の意をくんで上記選考委員会において推薦し、役員総会の承認をうける。
  - (3) 会計 会長が指名し役員総会の承認をうける。
  - (4) 監事 会長が前年度役員の中から指名し役員総会の承認をうける。
  - (5) 部長・副部長 それぞれの専門部会において互選し、役員総会の承認をうける。
  - (6) 専門部役員 それぞれの町内において互選する。
- 3 役員は、他の役員と相互に兼ねることはできない。ただし、専門部役員においてはこの限りではない。

#### 第11条 (役員の職務)

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 その他の役員は、それぞれの部会を統括する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
  - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を認めたときは、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

#### 第12条 (役員の任期)

- 1 会長の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。
- 2 その他の役員任期は各町内役員任期を優先し、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第4章 総会

### 第13条（総会の種別）

本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### 第14条（総会の構成）

総会は、会員をもって構成する。

### 第15条（総会の権能）

総会は、この規約に定めるもののほか、会の運営に関する重要な事項を議決する。

### 第16条（総会の開催）

1 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があつたとき。

### 第17条（総会の招集）

1 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があつときは、その請求のあった日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

### 第18条（総会の議長）

総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

### 第19条（総会の定足数）

総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

### 第20条（総会の議決）

総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第21条（会員の表決権）

会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

## 第22条（総会の書面表決等）

- 1 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

## 第23条（総会の議事録）

- 1 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

### 第24条（役員会の構成）

役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

### 第25条（役員会の権能）

役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 第26条（役員会の招集等）

- 1 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。
- 2 三役会は毎月22日、定例委員会は毎月26日に開催する。
- 3 会長は、役員の2分の1以上から会議の目的である事項を記載し

た書面をもって招集の請求があったときには、その請求があつた日から10日以内に役員会を招集しなければならない。

- 4 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

#### 第27条（役員会の議長）

役員会の議長は、会長又は会長の指名を受けた者がこれに当たる。

#### 第28条（役員会の定足数等）

役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

### 第6章 資産及び会計

#### 第29条（資産の構成）

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる法定果実
- (5) 寄付金
- (6) 補助金
- (7) その他の収入

#### 第30条（資産の管理）

本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

#### 第31条（資産の処分）

本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において三分の2以上の議決を要する。

#### 第32条（経費の支出）

- 1 支出は、本会の総会で議決された予算に基づき、本会の目的に沿って行う。

2 納入された会費等は、理由のいかんにかかわらず払い戻さない。

#### 第33条（事業計画及び予算）

- 1 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、三役会の承認を得て毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

#### 第34条（事業報告及び決算）

本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

#### 第35条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### 第7章 規約の変更及び解散

#### 第36条（規約の変更）

この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、倉敷市長の認可を受けなければ変更することはできない。

#### 第37条（解散）

- 1 本会は、地方自治体法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。
- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

#### 第38条（残余財産の処分）

本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雜 則

### 第39条 (備付け帳簿及び書類)

- 1 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。
- 2 会員が閲覧を請求したときは、これを正当な理由なく拒んではならない。

### 第40条 (委任)

この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### 附則

- 1 この規約は、平成17年6月26日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成18年3月31日までとする。
- 4 この改訂規約は、平成27年4月18日改訂とし、平成27年4月1日より施行する。

# 中島自治会規約施行規則

## 第1章 組織

第1条 本会は、事業を遂行するために次の専門部をおく。

1. 総務部（町内会長）
2. 厚生部（町内副会長）
3. 婦人部
4. 青少年部

第2条 専門部は次の事業を行う。

### 1. 総務部

- イ. 総務はそれぞれの町内会の代表（会長）として町内会集会の時は議長となり、町内会をまとめる。
- ロ. それぞれの町内会の代表（会長）として自治会運営委員会に出席し、町内会と運営委員会との連絡調整の任にあたる。
- ハ. 地区住民の体育・趣味娯楽・福利厚生に関すること、ならびに安寧秩序に関する計画ならびに実施をする。
- 二. 婦人の教養・趣味娯楽・融和ならびに福利厚生に関する計画、ならびに実施をする。
- ホ. 幼稚園児、小学校児童、中学・高等学校生徒の保護育成と補導に関する計画、ならびに実施をする。

### 2. 厚生部

- イ. 地区住民の体育・趣味娯楽・福利厚生に関すること、ならびに安寧秩序に関する計画ならびに実施を補佐する。
- ロ. 厚生はそれぞれの町内会の副代表（副会長）として町内会集時は副議長となり、町内会をまとめる補佐をする。
- ハ. それぞれの町内会の副代表（副会長）として自治会運営委員会に出席し、町内会と運営委員会との連絡調整の任を補佐する。
- 二. 自治会運営委員は原則として部長・副部長とする。

### 3. 婦人部

- イ. 婦人の教養・趣味娯楽・融和ならびに福利厚生に関する計画、ならびに実施を補佐する。
- ロ. 自治会運営について積極的に協力する。
- ハ. 自治会運営委員は原則として部長・副部長とする。

4. 青少年部
  - イ. 幼稚園児、小学校児童、中学・高等学校生徒の保護育成と補導に関する計画、ならびに実施を補佐する。
  - ロ. 自治会運営について積極的に協力する。
  - ハ. 自治会運営委員は原則として部長・副部長とする。
5. 本会は、事業を遂行するために関連団体等をおくことができる。

## 第2章 会議

第3条 本会の会議は、次のとおりとする。

1. 総会  
本会の総会は、通常総会・臨時総会・役員総会とする。総会は、本会の最高議決機関である。
2. 三役会
  - イ. 会の構成メンバーは、次のとおりとする。  
会長 副会長 総務部部長 総務部副部長 会計 副会計
  - ロ. 事業のうち重大なもの、および各部共同して行うものの計画立案をする。
  - ハ. 予算の計画立案をする。
- 二. 每月22日に行い議長は自治会長または自治会長が指名した者がつとめる。
3. 運営委員会
  - イ. 每月26日に行い議長は自治会長または自治会長の指名した者がつとめる。
  - ロ. 構成メンバーは、次のとおりとする。  
会長 副会長 総務部部長・副部長 会計 副会計 総務部全員 厚生部部長・副部長 婦人部部長・副部長 青少年部部長・副部長
  - ハ. 事業のうち重大なもの、および各部共同して行うものの計画立案を審議決定する。
  - 二. 予算の計画立案を審議決定する。

#### 4. 専門部会

- イ. 必要に応じて、それぞれの部長がこれを招集し、事業等の立案ならびに実施に関する事項を協議する。

### 第3章 会計

#### 第4条 本会の会計はつきのとおりとする。.

1. 本会に要する費用は 地区住民による会費・事業収益金、ならびに寄付金をもってこれにあてる。
2. 地区住民の会費（自治会費）は月額200円とし原則として6ヶ月分をまとめて前納する。
4. 2項については原則として返納しないものとする。
5. 本会の会計は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

#### 第5条 部会交付金については次のように定める。

1. 厚生部 2,000円×役員数
2. 婦人部 2,000円×役員数

#### 第6条 関連団体交付金については次のように定める。

1. コミュニティー協議会 登録戸数×200円
2. 永楽会 100,000円
3. 砂持ち神事保存会 会員数×1,000円
4. 子ども会 子供会員数×2,000円

#### 第7条 交付金受領部会、団体の事業報告及び決算

1. 交付金を受領した部会は、事業報告、収支決算報告を各部部長が規約第6章第34条に準じて行なわなければならない。
2. 交付金を受領した団体は、在籍人数を報告すると共に、事業報告、収支決算報告を規約第6章第34条に準じて行なわなければならない。尚、事業報告においては活動人数も明記するものとする。

## 第4章　自治会館使用規定

第8条　自治会館は第2条規定の事業に該当する場合、地区住民は自由に使用できる。ただし、使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

### 1. 自治会館使用申し込みと管理。

- (1) 自治会館を、団体または個人で新規に使用する者は、予め自治会長へ所定の使用申込書を提出し、運営委員会の承認を得なければならぬ。
- (2) 通常の使用申し込みは、自治会館に備え付けの申込書へ必要事項を記入する。早い者に優先権が有るものとする。ただし、緊急やむを得ない事情により公用で自治会館を使用する必要が生じた場合は、公用を優先する。
- (3) 使用申し込みの管理責任者は、その年度の自治副会長とする。

### 2. 自治会館使用における遵守事項および注意事項。

- (1) 附属設備その他器具備品等を使用する場合は、使用方法を十分に確認し、取り扱いには細心の注意を払うこと。
- (2) 自治会長の許可なく付帯設備その他器具備品等を自治会館外に持ち出さないこと。
- (3) 自治会長の許可なく火気を使用、もしくは危険性の伴う物品を自治会館内に持ち込まないこと。
- (4) 自治会長の許可なく壁・柱・扉・ガラス等に張り紙、または釘類を打ち込まないこと。
- (5) 使用にあたっては、整理整頓を旨とし、使用後は片付け・清掃を実施しゴミ等は残さず持ち帰り、使用前と同等以上の美観を保持すること。
- (6) 照明・空調機・換気扇・その他の電気機器類のスイッチは必ず切ること。
- (7) 使用責任者は最後の点検を怠りなく行い、窓・扉の施錠を確実に実施し、鍵は所定の場所に戻すこと。
- (8) 公の秩序や善良の風俗を乱すおそれのある行為をしないこと。
- (9) その他管理上支障のある行為をしないこと。

3. 使用者は、特別の設備を設けたり、既存の設備に変更を加えたり、据え付けられたもの以外の器具備品等を使用することはできない。ただし、自治会長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。
4. 使用者は、前項ただし書きの規則により特別の設備を設けたり、既存の設備に変更を加えた場合、使用を終わったときは直ちに使用者の負担において原状に戻さなければならない。
5. 使用者は、自治会館の施設および附属設備その他の器具備品等を毀損または滅失したときは、ただちにその旨を自治会長に届け出て、その指示を受けなければならない。尚、修復および負担は使用者の責任において行うものとする。

第9条 自治会館は、純営利的な目的で使用する場合は原則として使用を許可しない。

第10条 自治会館は、半営利的な目的で使用する場合は、使用を許可することもあるが、使用料を徴収する。使用料の額は運営委員会において決定する。

## 第5章 顧問

第11条 本会に顧問をおくことができる。

1. 顧問は、総会または運営委員会において推たいをする。
2. 顧問は、自治会長の諮問に応じ、会議に出席し、または適宜に意見を述べることができる。
3. 顧問は、議決権は有しない。

## 附則

1. この規則は、平成18年4月1日より施行する
2. この改訂規則は、平成27年4月18日より施行する。